

神奈川県立かながわ労働プラザ
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和 2 年 7 月

1 委員会委員 (◎は座長)

委員名(50音順)	職業等	委員区分
柴田千尋	公認会計士	経理識見者
◎高荒敏明	弁護士	法務識見者
中里経	中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター専門役	利用者代表
仁科亮	中小企業診断士、社会保険労務士	経理識見者
山本圭子	法政大学法学部講師	学識経験者

2 スケジュール

令和元年10月25日	第1回委員会開催（選定基準等の検討）
令和2年4月13日	募集要項配布
令和2年4月13日	質問の受付
令和2年4月24日	現地説明会 参加団体 3団体
令和2年6月8日	募集受付終了 応募団体 2団体
令和2年7月6日～7月21日	第2回委員会開催（書面開催、申請書類の評価）

3 評価の実施方法

(1) 資格審査について

募集受付終了後、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課において、神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行った。

(2) 第2回委員会の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第2回委員会は書面会議により開催した。

外部評価委員会委員へ申請書類を配付し、その内容に対して各委員が質問を行い、申請者が回答した。申請書類と質問への回答を踏まえ、大項目「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、申請内容が選定基準を満たしているか評価した。

(3) 委員会の評点の決定方法について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を2回行うとともに各委員から意見を聞き、最終的に座長一任により、委員会としての評点を決定した。

中項目（6）「節減努力等」については、選定基準に掲載の計算式により評点を決定し、中項目（8）「財政的な能力」については、経理に識見を有する委員（公認会計士）の点数を委員会の評点とした。

4 選定基準 (次ページに記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (プラザ条例)	評価の対象とする申請書類の該当箇所	
I サービスの向上 (50点)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設運営の考え方、運営方針等	施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	10	第5条第1号 第5条第3号	(様式2) 1(1)	
	(2) 施設の維持管理	施設・設備の維持管理	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	第5条第3号 第5条第4号	(様式2) 1(2)	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	5	第5条第1号 第5条第3号	(様式2) 1(3)ア(ア)	
			より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等			(様式2) 1(3)ア(イ)	
		利用者への対応	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5		(様式2) 1(3)ア(ウ)	
			サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等			(様式2) 1(3)イ	
			手話言語条例への対応			(様式2) 1(3)ウ	
	(4) 事故防止等安全管理	日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	第5条第3号	(様式2) 1(4)ア	
		緊急時の対応	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針				
			急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）				
II (2節 管理点等経費の 減額)	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	第5条第3号	(様式2) 1(5)	
III 団体の業務遂行能力 (25点)	(6) 節減努力等	納付金の提案額	提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額） 「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額	25	第5条第5号	(様式2) 2(1) (様式3)	
	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	第5条第4号	(様式2) 3(1)ア (様式2) 3(1)イ (様式2) 3(1)ウ	
		委託業務のチェック体制	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況				
		人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況				
	(8) 財政的な能力	財政状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	10	第5条第5号	令和2年度の事業計画書、収支予算書、直近年度の事業実績書、直近の3事業年度分の決算書等、(様式3)	
	(9) コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	4	第5条第3号	(様式2) 3(2)ア (様式2) 3(2)イ (様式2) 3(2)ウ (様式2) 3(2)エ	
		環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況				
		障害者雇用への配慮	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 障害者差別解消法に基づく合理的な配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方				
		社会貢献	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組				
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	3	第5条第3号	(様式2) 3(3)ア (様式2) 3(3)イ	
		個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況				
	(11) これまでの実績	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無	3	第5条第4号 第5条第3号	(様式2) 3(4)	

○積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。
○積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川県労働福祉協会（横浜市中区）	38	25	20	83
2	Fun Space株式会社（足柄下郡箱根町）	36	25	17	78

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川県労働福祉協会
-----	------------------

（1）提案の概要

I サービスの向上について

（1）指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

本施設が設立された平成7年度からの現在までの長年の施設運営実績（平成7～17年度までは受託事業者として、平成18年度以降は指定管理者として運営）を踏まえ、働く人すべてにとって魅力的で持続可能なかながわ労働プラザの実現を目指す。

（2）施設の維持管理

常に利用者の安全・安心・快適さを確保するとともに、施設機能を十分に発揮できるようとする。施設・設備の長寿命化を実現するため、計画的・効率的な取組を推進する。

（3）利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

ア 利用促進のための取組

（ア）事業の実施方針

各種利用料金サービスプラン等の取組を継続するとともに、キャッシュレス化の推進などの新たな取組を実施する。ホスピタリティ・マインドをもった接客サービスを提供することにより、利用者の満足度の向上に努める。

（イ）広報・PR活動

SNSを活用したタイムリーな情報の発信に加え、メルマガの発信やホームページのスマート対応化などの新たな取組を行う。

（ウ）自主事業の内容

利用者の意見・要望を踏まえた自主講座を実施するとともに、利用者・地域住民をはじめ、広く県民が交流できる場として様々なイベントを開催する。

イ 利用者への対応

利用者満足度調査や自主講座終了時のアンケート等により利用者ニーズを把握し、事業等に反映させていく。手話言語条例への対応として、筆談ボードの受付窓口への設置や自主講座の際の手話通訳者の手配等の取組を行う。

ウ 利用料金

利用料金の割引について、ギャラリーの連続利用割引サービスなどに加え、自主講座の受講料の割引等の特典を導入する新たな取組を行う。障がい者と介助者がトレーニング機器を利用する際の減免基準を設ける。

(4) 事故防止等安全管理

ア 日常時の安全管理

ヒヤリ・ハット事例や事故情報などを分析し、事故未然防止対策を進めてきたが、さらに充実に努める。災害時の応急活動対策等について定めた県地域防災計画に倣い、十分な事前準備と定期的な訓練を行っている。

イ 緊急時の対応

利用者の安全を第一とした対応方針を定めており、緊急時には危機管理対策本部や危機対策チームを設置することとしている。また、かながわ労働プラザ事業継続計画(BCP)を策定し、大震災等の発生時においても、可能な限り施設の機能を県民に提供するため、対策を講じている。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

職員の雇用や自主事業の実施において、地域人材を積極的に活用していく。ボランティア団体等の育成・連携の取組として、活動の場の提供や活動内容の広報等を通じて団体への支援を行っている。

II 管理経費の節減等について

納付金提案額	①	15,000千円
県が積算した最低納付金額	②	9,000千円
上乗せ額	①-②	6,000千円

※ 指定管理期間中の総額（税込）

III 団体の業務遂行能力について

(1) 人的な能力、執行体制

ア 執行体制

常に館長又は副館長が勤務する体制を確保し、朝夕ミーティングや職員連絡帳等による情報共有に努め、一体的な業務執行体制を推進することにより、常に安全・安心な施設環境と十分なサービスを提供できる職員配置を行う。本施設の現スタッフは、次期指定管理期間も原則、雇用を継続する。

イ 委託業務のチェック体制

専門的能力・資格等が必要な業務については、当協会の財務会計規程、入札基準、随意契約基準等に基づき、委託業者を選定する。チェック体制としては、施設・設備等維持管理年間計画書等に基づき、委託業務の進行管理を行うとともに委託業務ごとにチェックリスト等による完了検査を実施する。

ウ 人材育成等

職員一人ひとりの職責や経験に応じた「あるべき姿」を設定し、それに到達するために必要と思われる能力、スキルを明確にし、そのために必要な講座・研修等への参加を業務の一環とする。高齢者、障がい者の積極的な雇用にも努める。

組織目標の設定や勤務時間内かつ短時間の打合せの徹底などにより労働時間の短縮に取組むとともに、働きやすい職場づくりに向けた改善を行う。

(2) コンプライアンス、社会貢献

ア 諸規程の整備

公益財団法人として社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保を図るため、役職員に法令及び諸規定の遵守を徹底し、説明責任を重視した事業運営に取組んでいる。

過去3年間に労働基準監督署、年金事務所等から受けた指摘事項はない。

イ 環境への配慮

県環境マネジメントシステムを踏まえ、温室効果ガスの排出量削減目標値の設定と省エネルギーの推進などの環境に配慮した取組を積極的に行い、環境負荷の低い施設運営に努める。

ウ 障害者雇用への配慮

令和元年6月1日現在法定雇用率を達成している。今後も、法定雇用率の達成を継続するとともに、障害者雇用率を引き上げられるよう直接雇用の促進に取組む。

エ 社会貢献

当協会は、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与することを目的に設立された公益財団法人ではあるが、単にこの目的の達成を追求するだけでなく、積極的に社会的な役割を果たすべく、雇用促進、地域貢献、ボランティア活動、寄付活動等に取組んでいる。

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 事故・不祥事への対応

過去3年間に、重大な事故や不祥事は発生していない。

イ 個人情報保護の考え方

個人情報保護法や県個人情報保護条例を踏まえ、個人情報保護規程を定め、適正な個人情報保護の取扱いに努めている。情報セキュリティに関する研修を定期的に実施し、ノウハウの陳腐化や知識の形骸化の防止に努めている。

(4) これまでの実績

県から複数の類似施設の管理運営を受託した実績があるほか、川崎市の2つの施設について、指定管理者として管理運営を実施している。本施設についても、設立当時からの管理運営の受託を経て、平成18年度以降は指定管理者として管理運営を行っている。

県又は他の自治体における指定取消しの実績はない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
I サービスの向上	○施設運営の考え方、運営方針等	○施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等	10	8	8	6	7	10	8
	○施設・設備の維持管理	○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	3	3	3	4	5	3
	○利用促進のための取組	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	5	3	3	3	3	4	3
		○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	5	3	3	3	3	5	3
		○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	3	4	4	4	5	4
	○利用者への対応	○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○手話言語条例への対応	5	4	3	3	4	4	4
	○利用料金	○利用料金の設定、減免の考え方	5	4	3	3	4	4	4
	○日常時の安全管理 ○緊急時の対応	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	4	3	3	5	5	5
	○地域との連携	○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	3	3	4	4	4
II 節管理等経費の	○納付金の提案額	提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額） <hr/> 「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額	25	25					25

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
III 団体の業務遂行能力	○執行体制 ○委託業務のチェック体制 ○人材育成等	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	2	3	5	5	5
		○財政状況	10				6		6
	○諸規程の整備 ○環境への配慮 ○障害者雇用への配慮 ○社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	4	3	3	3	4	4	4
		○事故・不祥事への対応 ○個人情報保護の考え方	3	2	2	2	3	3	2
	○これまでの実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	3	3	3	3	3	3	3
		合計	100						83

(3) 評価講評

- 申請団体の提案内容について、各委員から次のような講評があった。
 - ・ 設立当時から本施設の管理運営を行っていて、事故がないことを含めた過去の実績は評価できる。
 - ・ 自主講座での「一步進んだスマホ活用術」といった講座や「ワンコインシアター」、「振り込め詐欺等の防犯講習会」の開催といった新たな取組は、利用促進のための方策として期待がもてる。
 - ・ 長年の施設運営実績があることから、各項目について安心できる提案が見られた。
 - ・ かながわ労働プラザ事業継続計画（BCP）を策定し、実施体制を整備していることは評価できる。
 - ・ 利用者ニーズや地域特性を考慮した自主事業が提案されている。
 - ・ 常勤者が少ないことから、人的資源の育成・確保が課題と考えられる。

6 提案概要及び評価の内容

提案者	Fun Space株式会社
-----	---------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

「文化活動の場を提供し、労働者の福祉の増進を図る」ことを設置目的とする本施設の運営を通して、すべての県民が、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらずその存在と役割を認められ、意欲がある限り平等に活躍できる社会を目指す。

(2) 施設の維持管理

多種多様な施設の管理運営を行ってきた経験・ノウハウを活かすことでの施設機能の最大化を図り、利用者に最高の快適性を提供する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

ア 利用促進のための取組

(ア) 事業の実施方針

利用者視点の導入、機能の最大活用、公平・校正・平等の確保を利用促進の基本方針として、ファン（楽しさ）、アメニティ（快適さ）、ホスピタリティ（心遣い）を提供する。

(イ) 広報・PR活動

“デジタル・ディバイド”をなくし、平等に情報が行き渡るよう、WEBや紙媒体など様々な情報媒体を駆使することで、幅広い世代に情報を発信し、利用促進を図る。また、情報発信後には、効果測定を行い、PDCAサイクルを循環させていく。

(ウ) 自主事業の内容

性別や年齢等にかかわらず、すべての人に魅力ある自主事業を「わくわく学べる機会の提供」「いきいき働く機会の提供」「充実した文化活動の場の提供」「誰もが安心できる施設づくり」の4つの柱により実施することで、さらなる利用率向上を目指す。

イ 利用者への対応

常に地域と利用者の声に耳を傾けるため、利用者ヒアリングなどのニーズの把握、分析・検討を行い、改善を図る。手話言語条例への対応として「初めての手話体験（自主事業）」を実施する。

ウ 利用料金

利用者の混乱を防ぐため、初年度は現行の利用料金体系を継続し、2年目以降は利用状況を勘案しながら、利便性向上や利用促進に資するための新たな料金設定を検討する。

(4) 事故防止等安全管理

ア 日常時の安全管理

危機管理マニュアル等を作成するとともに、緊急時の連絡体制を構築し、利用者・職員の安全と、施設の保全を優先した対応を行う。関係機関との連携を密にし、防犯、防災等に努める。防犯・防災訓練、各種研修の実施や防災用品の備蓄を行う。

イ 緊急時の対応

様々な想定に基づく準備を怠らず、緊急時には利用者の安全確保を最優先に行動する。災害発生時等における避難所の開設など、緊急時等における協力内容を事前に県と協議し、その体制と内容を明らかにして、防災マニュアルの中にまとめていく。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

施設内・周辺地域・県内全域の3つの視点で協力体制を構築する。新規採用の際の地元の方の雇用の優先や、地域の人材が講師を務める自主事業の開催に取組む。地域からボランティアを募り、「サポートーズクラブ」を組成し、ボランティアの回数に応じたポイントを付与する。

II 管理経費の節減等について

納付金提案額	①	15,000千円
県が積算した最低納付金額 ②		9,000千円
上乗せ額	①-②	6,000千円

※ 指定管理期間中の総額（税込）

III 団体の業務遂行能力について

(1) 人的な能力、執行体制

ア 執行体制

開館中は所長、副所長、部門責任者のいずれか1人が必ず出勤している体制を整えるとともに、不測の事態にも対応できる体制で安心・安全を提供する。防災管理者や救命講習修了者等の有資格者を本施設に配置する。

イ 委託業務のチェック体制

専門性の高い業務や客觀性が必要な業務については外部業者に委託し、当該業者が業務を行う際は責任者が立会うとともに、業務完了報告書などを定期的にチェックし、必要に応じて改善要請を行う。

ウ 人材育成等

教育訓練システムに基づき、各人のスキル、キャリアに応じた研修・能力育成体制を構築し、継続的な能力の向上と育成を行う。現在本施設の業務に従事している職員が継続雇用を希望する場合は積極的に採用する。

(2) コンプライアンス、社会貢献

ア 諸規程の整備

本社において全社統一の社員就業規則を整備・適用し、適正な労働条件と快適な労働環境を整えている。

イ 環境への配慮

県温室効果ガス抑制実行計画、県環境マネジメントシステムなど、上位・関連計画や条例等を遵守し、環境負荷削減を図る運営を行う。

ウ 障害者雇用への配慮

令和元年6月1日現在法定雇用率を達成しており、本施設においても障がいの有無にかかわらず、業務能力に合わせて積極的に募集していく。

エ 社会貢献

単なる施設運営に留まらず、職場体験の受入れや放課後学習会の実施など、近隣学校との取組事例をもとに、地域に寄り添った運営を行う。

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 事故・不祥事への対応

過去3年間に、重大な事故や不祥事は発生していない。事故やクレーム、トラブルが発生した場合は所長が報告書を作成し、当該報告書の内容を情報共有データベースに蓄積し、全社的に共有することで、苦情・トラブルの再発防止対策を構築している。

イ 個人情報保護の考え方

県個人情報保護条例等の関連法令に基づき、個人情報保護規定（マニュアル）を作成し、職員への教育体制を整え、情報の取扱いに細心の注意を払う。

(4) これまでの実績

千葉市の2つの勤労者福祉施設の指定管理者として、現在10年目の運営を行っている。多くの自主事業を展開し、サークルや団体、一般企業の会議や有料のセミナー等にも多数の利用実績があるほか、資格取得や市の財政ワークショップ、子どもを対象とした英会話や身体能力向上教室など、幅広い講座を実施している。

県又は他の自治体における指定取消しの実績はない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
I サービスの向上	○施設運営の考え方、運営方針等	○施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等	10	8	8	6	8	2	8
	○施設・設備の維持管理	○清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	4	5	3	4	3	4
	○利用促進のための取組	○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	5	4	5	3	4	3	4
		○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	5	3	5	4	4	3	4
		○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	4	5	3	3	2	3
	○利用者への対応	○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○手話言語条例への対応	5	3	4	3	4	3	3
	○利用料金	○利用料金の設定、減免の考え方	5	3	3	3	4	4	3
	○日常時の安全管理 ○緊急時の対応	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	4	4	3	4	4	4
	○地域との連携	○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	3	3	3	4	3	3
II 節管理等経費の	○納付金の提案額	提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額） <hr/> 「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額	25	25					25

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	
III 団体の業務遂行能力	○執行体制 ○委託業務のチェック体制 ○人材育成等	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	3	4	3	4	3	3
	○財政状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	10				6		6
	○諸規程の整備 ○環境への配慮 ○障害者雇用への配慮 ○社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	4	3	4	2	4	2	3
	○事故・不祥事への対応 ○個人情報保護の考え方	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	3	2	2	2	3	2	2
	○これまでの実績	○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	3	3	3	3	3	1	3
		合計	100						78

(3) 評価講評

- 申請団体の提案内容について、各委員から次のような講評があった。
 - ・ 清掃業務に関する手順書と日常清掃チェックシートの活用により、より効率的な作業となることに期待がもてる。
 - ・ 保守点検業務での定期点検回数の明記により、計画的かつ適正な実施となることが期待できる。
 - ・ 筆談電子パッドの用意や音声翻訳機の設置、ベビーチェアの貸出しといったホスピタリティの提供は評価できる。
 - ・ SNSの活用、ホームページのスマホ対応といったWEBでの情報発信は評価できる。
 - ・ 多言語によるホームページの作成には見るべき点がある。
 - ・ 子供から高齢者まですべての県民を対象とする立場をとっていることから、本施設が労働者の福祉の増進を目的とする施設であるという設置目的が見えなくなってしまう不安を感じた。

7 議事概要（主要論点）

- 外部評価委員会としての評点は、Fun Space株式会社にかかる以下の論点では評価が分かれたが、最終的には座長に一任し、6の(2)のとおり決定した。

<審査項目「施設運営の考え方、運営方針等」についての審査過程>

(E委員) 施設の設置目的のとらえ方に疑問を感じた。子供から高齢者まですべての県民を対象とする立場をとっていることから、本施設が労働者の福祉の増進を目的とする施設であるという設置目的が見えなくなってしまう不安を感じた。

(C委員) 指定管理を複数実施していることから、安定感があると思われる。

(D委員) 県外施設の運営なども数多く手がけているとのことで、これまでにない「一味違う運営」が期待できる。